

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた
避難所運営マニュアル



伊豆市

令和2年9月

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症が全国的な拡がりを見せる状況下で災害が発生あるいは発生危険性が生じた場合において、市民の皆様がためらわずに避難できるよう、避難所の開設、運営にあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

本市にも被害をもたらした令和元年東日本台風を教訓に、国において「避難のあり方」が検証され、自宅の2階や安全な親戚・知人宅への避難など、地域の災害リスクに応じて、様々な避難先を検討するとともに、適切な避難について住民の理解を促す必要性が示されております。

これらのことを踏まえ、地域の災害リスクを踏まえた避難についての意識啓発や避難所における感染リスクを下げるための対応策や留意事項等を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアル」として作成いたしました。

なお、今後の新たな知見や訓練・災害時の検証等を踏まえ、必要に応じて、本マニュアルの見直しを行います。

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営の考え方

<基本的な考え方>

- 1 避難所の過密状態防止
- 2 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- 3 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- 4 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- 5 感染が疑われる避難者への適切な対応

<具体的な対策方法>

1 避難所の過密状態防止

- ・在宅避難又は親族や知人宅への避難を優先するよう周知する。
- ・自治会等に、集会所を地域の避難場所として活用することについて協力を求め、その際は避難所同様に感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
- ・在宅避難などの避難所外避難者(車中泊含む)への物資支援等は、指定避難所で対応する。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシを掲示する。

2 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

<手洗い及び咳エチケットの徹底>

- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。

<十分な換気の実施>

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。

<十分な居住スペース及び社会的距離の確保>

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
- ・ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2メートルほど確保する。

<入所時及び定期的な健康チェック>

- ・避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が入所時の「健康チェックカード」、日々の「健康状態チェックシート」により健康管理する。

〈災害用備蓄品(衛生用品)の積極的な活用〉

- 避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- 消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

3 避難所スペース及び新たな避難所の確保

- 発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- 指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ホテル等民間宿泊施設を、避難所として活用するよう努める。
- 災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。

4 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- 避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- 向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- 37.5° C以上の熱がある、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する(健康状態チェックシートによる自己管理)。

5 感染が疑われる避難者への適切な対応

- 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関に連絡し、検査、入院の調整をする。
- やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーテーションで区切る等の工夫をする。

目 次

1	目 的	・・・・・・・・1
2	全 般	・・・・・・・・1
3	発災前の対策	・・・・・・・・1
	（1）住民への広報	
	（2）避難所における十分なスペースの確保	
4	資器材の整備	・・・・・・・・2
	（1）避難所運営用資器材の整備	
	（2）避難所担当職員及び自主防災組織等用資器材の整備	
5	避難所運営職員及び自主防災組織等の安全管理	・・・・・・・・4
	（1）避難所運営職員及び自主防災組織等への説明	
	（2）避難所運営職員及び自主防災組織等の体調管理体制	
6	施設管理者との調整	・・・・・・・・5
	（1）避難所施設管理者との調整	
	（2）福祉避難所施設管理者との調整	
	（3）可能な限り多くの避難場所を確保	
7	人権等への配慮	・・・・・・・・7
8	避難所運営ルールの決定	・・・・・・・・7
9	発熱や咳等の症状が現れた者、濃厚接触者への対応	・・・・・・・・9
10	長期の避難所生活に備えた対策	・・・・・・・・10
	（1）ホテル・旅館等の活用	
	（2）洗濯・ゴミの処分	
	（3）保健医療体制	
11	避難所閉鎖	・・・・・・・・12
	（1）避難所閉鎖時の対応	

1 目的

新型コロナウイルス(以下「新型コロナ」という。)感染症が収束する見込みがたたない中、避難所における新型コロナ感染症の感染を予防し、避難者及び避難所運営に従事する職員及び自主防災組織等の安全を守るために策定するものです。

避難所での感染症防止対策を示すとともに、いつ、何を、どのように行うべきかを理解することにより、新型コロナの感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

2 全般

新型コロナ感染症が収束しない状況において、災害が発生し避難場所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要な課題となっている。

また、災害時には断水により手指の流水洗浄ができない可能性もあること、更に避難所など密集した環境下での集団生活等により、新型コロナの感染が拡大するリスクが高まることから、避難所での感染リスク、その他の避難方法や避難所に避難する場合の心得等について、市民への周知が必要となる。

3 発災前の対策

1 事前準備

(1) 住民への広報

「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すとともに、避難する際には、個人又は家族が使用する感染対策に必要な備品を持参するよう住民へ周知する。【別紙1-1、1-2】

① 災害の危険性の確認

- ・ハザードマップの全戸配布やホームページへの掲載により、災害の種別ごとに自宅及び地域の危険性について周知する。

② 避難先の検討

- ・自宅が被災する可能性が低く、安全を確保できると判断される場合は、あらかじめ水、食料、携帯トイレなど、家庭内の備蓄状況を確認のうえ、在宅避難を選択肢として検討するよう周知する。
- ・「3密」を避けるため、やむを得ず車中泊避難者が増えることも想定されるため、車中泊の留意事項について住民に周知する。
- ・健康状態の確認

避難する前に、自分や家族などの健康状態を確認する。以下のような症状がある場合は、東部保健所「帰国者・接触者相談センター」【別紙4-3】に連絡し指示を受け、避難先の検討をするなど市民の自助共助としての感染症対策を可能な限り実施

するよう周知する。

◇息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◇重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

◇上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ③ 保健所と市の防災担当・保健福祉部局との間で、避難する可能性がある濃厚接触者・自宅療養者の情報を共有し、避難の確保に向けた対応の検討、役割分担の調整を行い、その結果に基づき保健所から濃厚接触者・自宅療養者に対して避難先、避難の方法等を伝える。

事務連絡 R2. 7. 8 「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」（内閣府政策統括官（防災担当））

- ④ 必要な物資等の持参

避難にあたっては、市の備蓄品には限りがあり、また、使いまわしによる感染を避ける必要があることから、避難生活において必要となるものを可能な限り持参（マスク・体温計・消毒液など）するよう周知する。

- (2) 避難所における十分なスペースの確保

「3密」を回避するため、避難者1家族あたりの占有スペースを約4㎡（個人2㎡）、家族ごとに1～2m程度の間隔を保つことを目安として、必要なスペースを確保する。【別紙2-1】

4 資器材の整備

- (1) 避難所運営用資器材の整備

【資器材】

目的	資器材	数量	チェック
流水での手洗い	液体せっけん		
手指・物の消毒	アルコール消毒液		
ドアノブ消毒	次亜塩素酸ナトリウム		
消毒液容器	消毒液を入れる容器		
体調チェック	赤外線体温計/電子体温計		
清掃、手拭き	ペーパータオル		
生活環境の改善	段ボールベット		
生活環境の改善	パーテーション		
感染症予防	洗濯機（長期避難時）		

【具体的実施内容】

- ・避難者個人の衛生資器材（マスク等）は持参を基本として周知する。
- ・手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- ・電子体温計は必ずアルコール等で清拭してから使用する。
- ・ゴミ袋に関しては、大、中、小の種類を多量に準備し、異なる部屋、エリアの避難者が同じゴミ箱を使用することを避ける。
- ・界面活性剤（台所用洗剤等）も感染対策に使用できる。
- ・0.05%次亜塩素酸ナトリウム液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液（台所漂白剤等）を原液とする。
- ・作成した0.05%次亜塩素酸ナトリウム液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。
- ・次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は、目的別に0.1%と0.05%を使い分ける。
- ・吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒：0.1%次亜塩素酸ナトリウム液。
- ・ドアノブや床、調理器具等の消毒：0.05%次亜塩素酸ナトリウム液。
- ・薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- ・いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄をはかる。
- ・プッシュ支援は、発災から最低3日以上、到着まで時間を要するため、事前備蓄の量を検討しておく。
- ・パーティションの高さは、飛沫感染防止のため、少なくとも段ボールベッドに座った状態でも口元が隠れる高さ（1m以上）とし、換気を考慮しつつ、プライバシー確保のため、より高いものとする。
- ・長期化が見込まれたらすぐに洗濯機を設置する。
- ・備蓄した資器材については「物資調達・輸送調整等支援システム」へ入力し、近隣市町や相互応援協定先自治体と、共有する。

(2) 避難所運営職員及び自主防災組織等用資器材の整備

【資器材】

目的	資器材	数量	チェック
感染症予防	使い捨て手袋		
感染症予防	マスク		
感染症予防	フェイスシールド		
感染症予防	長袖ガウン／ビニールエプロン		
感染症予防	蓋つきゴミ箱		
感染症予防	ゴミ袋		

【具体的実施内容】

- ・マスクは常時付けることを基本とするが、夏季の特性を踏まえ「熱中症対策」を優先し、

人との距離が十分にとれていれば適宜に外す。

- 使い捨て手袋は清掃、物資や食事の配布、ゴミ処理時等に使用する。
- 使い捨て手袋は汚れたときや破れたとき、一連の作業が終了することに交換する。作業場所が変わるときも交換する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者や体調不良者との対応において、目的に沿った資器材を使用する。
- ゴミ箱は、取手付きの蓋を準備し、取手を適宜アルコール等で消毒する。
- 避難所運営スタッフのPPE【個人用防護】着用基準 【別紙3】

5 避難所運営職員及び自主防災組織等の安全管理

(1) 避難所運営職員及び自主防災組織等への説明

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
統一した指針の確率	手袋・マスク・ガウン等着脱方法の研修	
統一した指針の確率	飛沫・接触リスクの説明	

【具体的実施内容】

- マスク、使い捨て手袋、ガウン等は脱ぐ時が一番汚染される（外側は汚染されているため、触らない）。手袋を外した後は、必ずすぐに手洗い、できなければ手指のアルコール消毒を行う。

【担当職員及び自主防災組織等への周知事項 感染予防策】

- 濃厚接触者又は自宅療養者等が避難してきた場合
 - ◇災害対策本部へ報告し、指示を受ける。
 - ◇避難所での受付時にヒアリングし、その時点で可能であれば車両待機あるいは専用スペース（専用避難所）へ誘導又は案内する。
 - ◇病状に応じて医療機関等へ受診する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者については専用スペースを確保する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者の個室を確保出来ない場合でも距離を2m以上保ち、パーティションなどを設置し、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らす。
- 体調不良者については、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて専用スペースを確保する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者に対応するスタッフを限定する。
- 避難所にいる全員がマスクを着用する。
- こまめに、うがい、手洗いを行う。
- 換気を行う。大雨等で窓を開けての十分な換気が難しい場合はエアコンなどの空調機器や換気扇を使用するなどして、空気を入れ替える。
- 取手、ドアノブ、トイレなどの共用部分を消毒する。

- ・ゴミは密閉して捨てる。
- ・発熱、咳等の症状が現れた者への食事提供は、他の人とは別の場所で行うなどの工夫を行う。

(2) 避難所運営職員及び自主防災組織等の体調管理体制

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
安全な職務環境の確率	職員の体調管理方法・対応のルール	
安全な職務環境の確率	業務従事後のルール	

【具体的実施内容】

- ・業務従事前後に、検温や体調のチェックを行う（発熱、咳、倦怠感、息苦しさの有無等）。体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように速やかに報告する。
- ・職員が納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。
例：相談体制、特別休暇、平時業務のサポートなど
- ・不特定多数の方と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮を行う。

6 施設管理者との調整

(1) 避難所施設管理者との調整

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
従来の開設との違いの確認	開設手順の確認	
	役割分担	
	発熱、咳等の症状が現れた者、濃厚接触者のための専用のスペースの確保	
	利用ルール確認	
3密を防ぐ	開放する部屋の優先順位	

【具体的実施内容】

- ・今までの避難所開設とは異なる業務であることを、対策本部（庁舎）と施設管理者の間で共有する。
- ・避難所に派遣される職員と施設管理者の間で、仕事の役割分担を決めておく。
- ・例えば、ドアノブ等の消毒に関しては、どちらが担当するかなど。
- ・「3密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておく。
- ・発熱、咳等の症状が現れた者や体調不良者専用のスペースの確保等、避難所レイアウトの検討を、施設ごとに施設管理者と実施する。

- 専用スペースの確保は、原則個室(パーティション等の個室スペースでも可)を確保する。
 - ◇個室は窓があるなど、換気の良い個室とする。
 - ◇大雨の際などでも換気が継続できるよう、複数方向から換気できることが望ましい。
- 同じ兆候や症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナ感染症を想定した場合には望ましくないが、個室が確保できない場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする(室内のレイアウトは「発熱、咳等の症状が現れた者、体調不良者への対応」)。
- 体調不良者専用のスペースやトイレは、可能な限り一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
- 体調不良者について、専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難場所を別に確保するよう努める。
- 新型コロナ感染症患者が発生した場合の施設消毒についても、事前に協議しておく。

(2) 福祉避難所施設管理者との調整

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
現状の把握	受け入れ可否の事前確認	
避難所の確保	新たな福祉避難所の確保	

【具体的実施内容】

- 福祉避難所として開設できるかを、事前に確認をしておく。
- 福祉避難所として、ホテル、旅館等や公共施設の転用も検討する。
 ※現状を鑑みると、24時間利用者がいる施設では、福祉避難所としての機能が果たせないことが予測されるため、予備の福祉施設の利用も検討する。

(3) 可能な限り多くの避難場所を確保

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
施設の確保	利用可能な施設の洗い出し	
施設の確保	利用可能な施設の管理者への協力依頼と整理	
ホテル・旅館等の活用	ホテル・旅館等(組合)への事前の協力依頼	

【具体的実施内容】

- 避難所の収容人数を考慮し、通常の災害発生時よりも、可能な限り多くの避難スペースの開設を図る。
- 中でも、ホテルや旅館等については、3密を回避しやすく、良好な生活環境を確保しやすいため、避難所として活用する。

7 人権等への配慮

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
多様で細やかな配慮	人権に配慮した防止策を準備	
生活への支援	要配慮者対応の確認	

【人権保護】

- ・感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの者、濃厚接触者に対する誹謗や中傷等の事例が生じないように、「正確な情報を入手して、人権に配慮した適切で冷静な行動」をするよう理解と協力をお願いする。
- ・ゾーニングや空間上の区別が、差別的な態度に転化しないよう、職員は言動や行動に注意する。

【要配慮者対応】

- ・常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。
普段から要配慮者が相談をしている地域包括支援センター等との接点を維持し、感染予防の情報や医療機関へ繋げられるように準備しておく。
- ・より一層多様な避難方法（在宅や広域避難を含む）への対応を求められるため、支援や情報の届け方などの準備をしておく。

8 避難所運営ルールの決定

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
健康状態の確認	避難所到着時の健康状態の確認方法整理	
スペースの確保	避難先のレイアウト検討	
濃厚接触者の後追い	後で連絡が取れる避難者名簿の準備	
衛生ルールの確立	断水時の手洗い環境の整備	
衛生ルールの確立	自主防災組織等との避難所運営ルールの共有	

【健康状態の確認方法】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置する。【別紙4-1】
- ・受付では発熱、咳等の症状の有無を確認する他、マスクの着用呼びかけ、2m以上の距離の確保等を周知する。【別紙2-1】

【避難先のレイアウト】

- ・世帯間の間隔を2m程度（最低1m）確保するなど、人と人との間隔を、2m（最低1m）確保する。
- ・家族構成により一人当たり2～4㎡の面積を確保する等の対策を講ずる。【別紙2-2】
- ・パーティションの高さは、飛沫感染防止のため、少なくとも座った状態でも口元が隠れる高さ（1m以上）とし、換気を考慮しつつ、プライバシー確保のため、より高いものとする。

ること。

- 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- 高齢者、妊産婦、乳幼児、基礎疾患を持つ方には、可能な限り、個室スペースを提供する。

【別紙2-1】

【避難者名簿】

- 感染者発生時、接触者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室など）の記録を追加する。

【手洗い環境の整備】

- 蛇口等がついたプラスチック水容器を利用して、断水時に流水での手洗いができるような手洗い場の設置を検討する。

【避難所運営ルールの共有事項】

(基本事項)

- 発熱、咳等の症状が現れた者については専用スペースを確保する。
- 発熱、咳等の症状が現れた者は他者から離し、専用スペースへ移動させる。
- 発熱、咳等の症状が現れた者の個室を確保出来ない場合でも距離を2m以上保ち、パーティションなどを設置し、ウイルスが飛散する可能性を少しでも減らす。
- 発熱、咳等の症状が現れた者に対応するスタッフを限定する。
- 避難所にいる全員がマスクを着用する。
- ゴミは密閉して捨てる。
- 手洗いのタイミングを周知する。手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人に触れたと思われる場所を触った時、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時、配布等の手伝いをする前後、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族、動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後などこまめに石鹸で手を洗う。
- 手洗いを必要とする環境に、アルコール手指消毒薬を設置する。

(消毒・換気)

- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。
- トイレ、出入口、ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃と消毒をする。
- 清掃消毒は、アルコールや、0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液等を用いる。
「1時間ごと」などルールを決める（腐食性があるため、金属等のふき取りを行う）。
- 換気は最低でも「時間毎、10分間程度」とし、空気の流れをできるだけ作る。
大雨等で窓を開けての十分な換気が難しい場合においても、入口や窓（エアコンなどの空調機器や換気扇の使用）を適宜開放するなどして、空気を入れ替える。

(食事・物資配布ルールの基本)

- 発熱、咳等の症状が現れた者への食事提供は、他の人とは別の場所で行うなどの工夫を行う。
- その他の者についても、一斉に食事を取りに来るような方法や手渡しは避ける。

- 食事を床に置くのは避ける。
- 食器は原則使い捨てのものを使い、なければ、ラップやポリ袋を被せ、一回ごとに取り替える。
- 担当者は手袋とマスクを必ず着用する。

9 発熱や咳等の症状が現れた者、濃厚接触者への対応

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
感染波及の予防	発熱や咳等の症状が現れた者、体調不良者への対応、連絡先の整理	
濃厚接触者等への対応	専用避難所の開設（被害の状況により設置）	
安心の提供	相談担当者の設置	

【発熱や咳等の症状が現れた者への対応】

- 相談や受診の目安に該当する症状が現れた者がいた場合は速やかに、県の相談窓口（接触者・帰国者相談センター）へ連絡する。【別紙4-2、4-3、4-4、4-5】

【専用スペース（避難所）の設置・開設】

- 施設ごとの管理者との検討に基づき発熱や咳等のかぜ症状を持つ者の専用スペースを開設する。
- 同じ兆候や症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくないが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 同じ部屋で寝るときは、頭が向き合うように枕の位置をそろえて並んで寝るのではなく、互い違いにするだけでも、お互いの顔からの距離がとれるようになる。
- 個室の数が限られる場合、発熱や咳等のある者より濃厚接触者を優先して個室利用とする。
- 症状が現れた者や濃厚接触者専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

【ゾーニングの基本】

- ◆ 清潔な区域とウイルスによって汚染されている区域を明確に区分する。
- ◆ 区分が分かるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆ 感染者（疑いも含む）と他の者の生活場所や移動場所が交わらないようにする。
- ◆ 汚染区域に入る前に適切な感染防具（マスクや手袋等）を行う。
- ◆ 清潔区域に入る前に使用した（身に着けている）感染防具を脱ぎ手指衛生を行う。

【濃厚接触者等が避難してきた場合】

- 災害による被害状況及び濃厚接触者や自宅療養者等の避難状況により専用避難所を指定し開設する。
- 避難所での受付時にヒアリングし、その時点で可能であれば車両待機あるいは専用スペース（専用避難所）へ誘導、案内する。
- 指定緊急避難場所等に濃厚接触者が避難して来た場合は、拒否することなく専用避難所への避難を案内する。

【体調相談担当者の設置】

- 避難所に体調相談担当者や窓口を設置する。要員が確保できない場合は巡回相談とする。

10 長期の避難所生活に備えた対策

(1) ホテル・旅館等の活用

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
避難所の過密解消	利用可能なホテル・旅館等の確認手続きの整理	
避難所の過密解消	ホテル・旅館等へ移動する避難者の受付方法の整理	
避難所の過密解消	ホテル・旅館等への移送手段の検討	
避難所の過密解消	ホテル・旅館等へ移動した避難者の健康管理方法の検討	

【具体的実施内容】

- 発災後速やかに利用可能なホテルや旅館等を確認するためには、担当部門の協力を受け、専任の部署を予め定める。
- ホテルや旅館等の確保数が限られている場合、どの避難者を優先して移動させるかの基準は次のとおりとする。

【優先順位】

- ① 過密状態の(世帯間の距離が2m以上とれていない)避難所の高齢者、基礎疾患を有する者(その家族含)
 - ② 車中泊を行っている高齢者、基礎疾患を有する者(その家族含)
 - ③ 過密状態の(世帯間の距離が2m以上とれていない)避難所の高齢者等以外
 - ④ 過密状態ではない避難所の高齢者、基礎疾患を有する者(その家族含)
 - ⑤ その他避難者
- ホテルや旅館等への移動については、原則、被災者自身で行うこととするが、車等を持たない高齢者、基礎疾患を有する者の移動については、バス会社や、タクシー会社に依頼する体制を構築する。
 - ホテルや旅館等へ移動した避難者についても、電話等で定期的に健康状態を確認できるよう、担当部署を予め定めておく。

(2) 洗濯・ゴミの処分

【確認事項】

目的	資器材と実施事項	調達すべき数量	チェック
衛生管理	世帯ごとのゴミ袋		
衛生管理	蓋付きゴミ箱		
ゴミ管理	感染性廃棄物として取り扱う場合のルール		

【洗濯時の留意点】

・感染者（疑いも含む）の体液で汚れた衣服、リネン等を洗濯する場合は、手袋とマスクを使用し、一般的な家庭用洗剤を使用した洗濯機を使用して洗濯し完全に乾かす対応で差し支えない。

【ゴミ管理ルールの考え方】

- ・各世帯から出るゴミは、世帯ごとに小～中のゴミ袋に入れ、口を縛り、避難所の共同のゴミ箱に捨てる。
 - ・ゴミ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り一般ゴミとして処分する。
 - ・発熱、咳等の症状の者の専用スペースでは、個人単位でゴミ袋を配布し、口を縛り一般ゴミとして処分する。
- ゴミ収集の際は、手袋やサージカルマスクを使用する。

(3) 保健医療体制

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
保健医療提供の柔軟な対応	救護所設置場所の検討	
	感染症者以外の傷病者の搬送	
	保健師の巡回体制	
	避難所支援者対応	

【保健医療提供の柔軟な対応】（要調整項目）

- ・救護所設置場所を再検討する。
医療者の感染、避難者間の感染を防ぐためにも、屋外スペースが望ましい（自立型テントやエアテントを使用する）。
- ・在宅避難の者が来る可能性も想定する。
- ・感染症者以外の傷病者の搬送ルールを取り決めておく。
症状が軽い者は、可能な限り救護所や診療所で診る体制を整えた方が良い。
- ・避難所に入る様々な支援者への対応
マスクの着用等の感染防護対策を講じていない支援者は断る。
- ・避難所生活による体調不良が起きやすいため、水分補給や栄養バランスが取れた食事摂

取、エコノミークラス症候群の予防、口腔衛生管理やストレスを溜めないような生活の工夫に努める。

11 避難所閉鎖

(1) 避難所閉鎖時の対応

【確認事項】

目的	実施事項	チェック
現状復帰	感染者が利用した後の対応方法	
	宿泊施設借上げ終了時の対応	

【具体的実施内容】

- 感染者が利用した後の対応
 - ◇退去後は室内の清掃等を行い、家具や備品の消毒及び十分な換気を行う。
 - ◇清掃は、通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液又はアルコールによりドアの取手やノブ等を拭く。
 - ◇清掃の際は、必要に応じて手袋、サージカルマスク、フェイスシールド、レインコートや長袖ガウン等を使用して行う。
- 宿泊施設借上終了時の対応
 - ◇上記、感染者が利用した後の対応でも差し支えないが、施設側と調整の上、必要に応じて消毒等適切な対応を行う。

「自らの命は自ら守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、

災害時には、

危険な場所にいる人は避難

することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

① ハザードマップで危険な場所や避難場所を確認してください。

「自主避難所」、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」は、市ホームページでも確認できます。

②避難とは「難」を「避」けることです。

安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

③避難先は、小中学校や公民館だけではありません。

安全な地域の親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

④豪雨時の屋外の移動は、車も含め危険です。

やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

⑤マスク、消毒液、体温計が不足しています。

できるだけ、持参してください。

伊豆市ホームページ

<http://www.city.izu.shizuoka.jp/>



避難場所の確認はこちら

http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail000534.html



ハザードマップの確認はこちら

http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail008926.html



今のうちに、自宅が安全かどうかを確認しましょう！

避難行動判定フロー

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは、浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、**原則として**、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全を確保することも可能**です
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身又は一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3
「**避難準備・高齢者等避難開始**」が出たら、**安全な地域の親戚や知人宅**に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル3
「**避難準備・高齢者等避難開始**」が出たら、市が指定している**自主避難所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

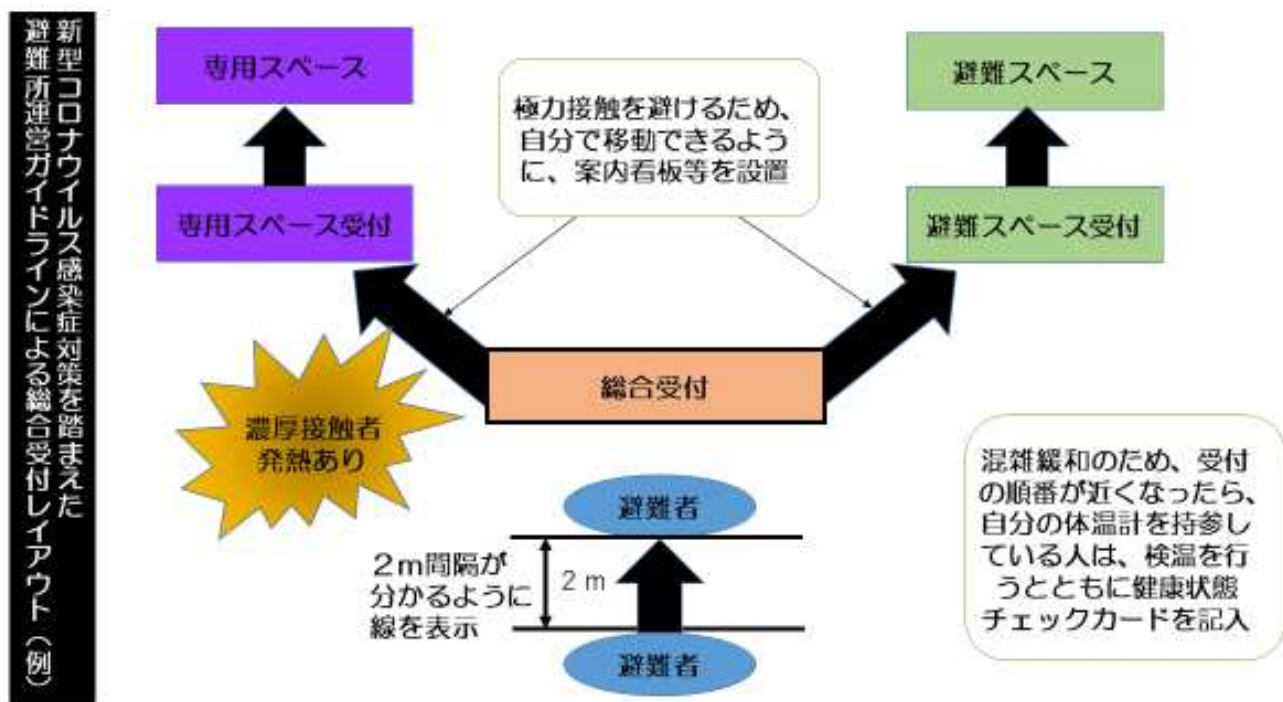
はい

警戒レベル4
「**避難勧告又は避難指示（緊急）**」が出たら、**安全な地域の親戚や知人宅**に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

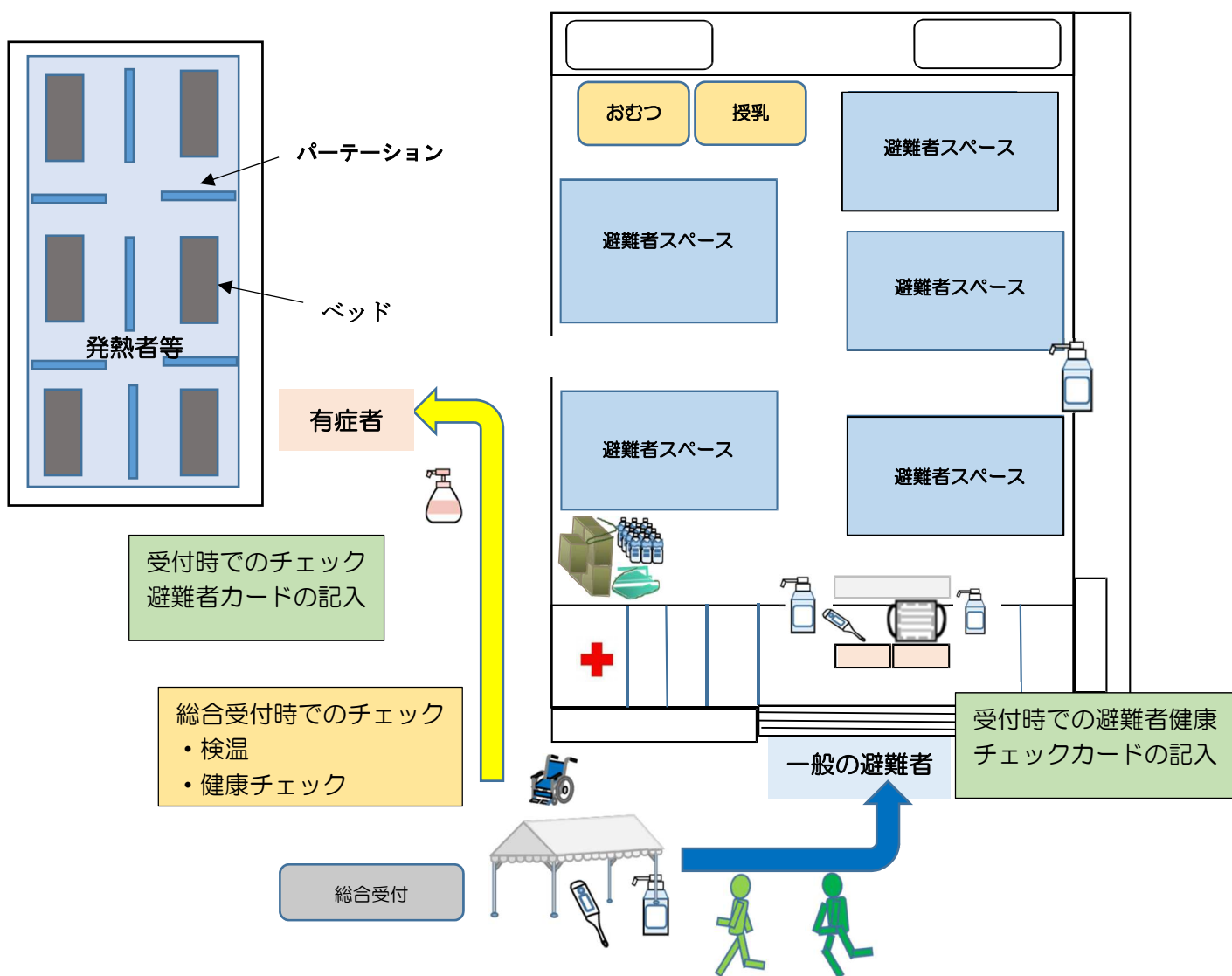
いいえ

警戒レベル4
「**避難勧告又は避難指示（緊急）**」が出たら、市が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた受付レイアウト（例）

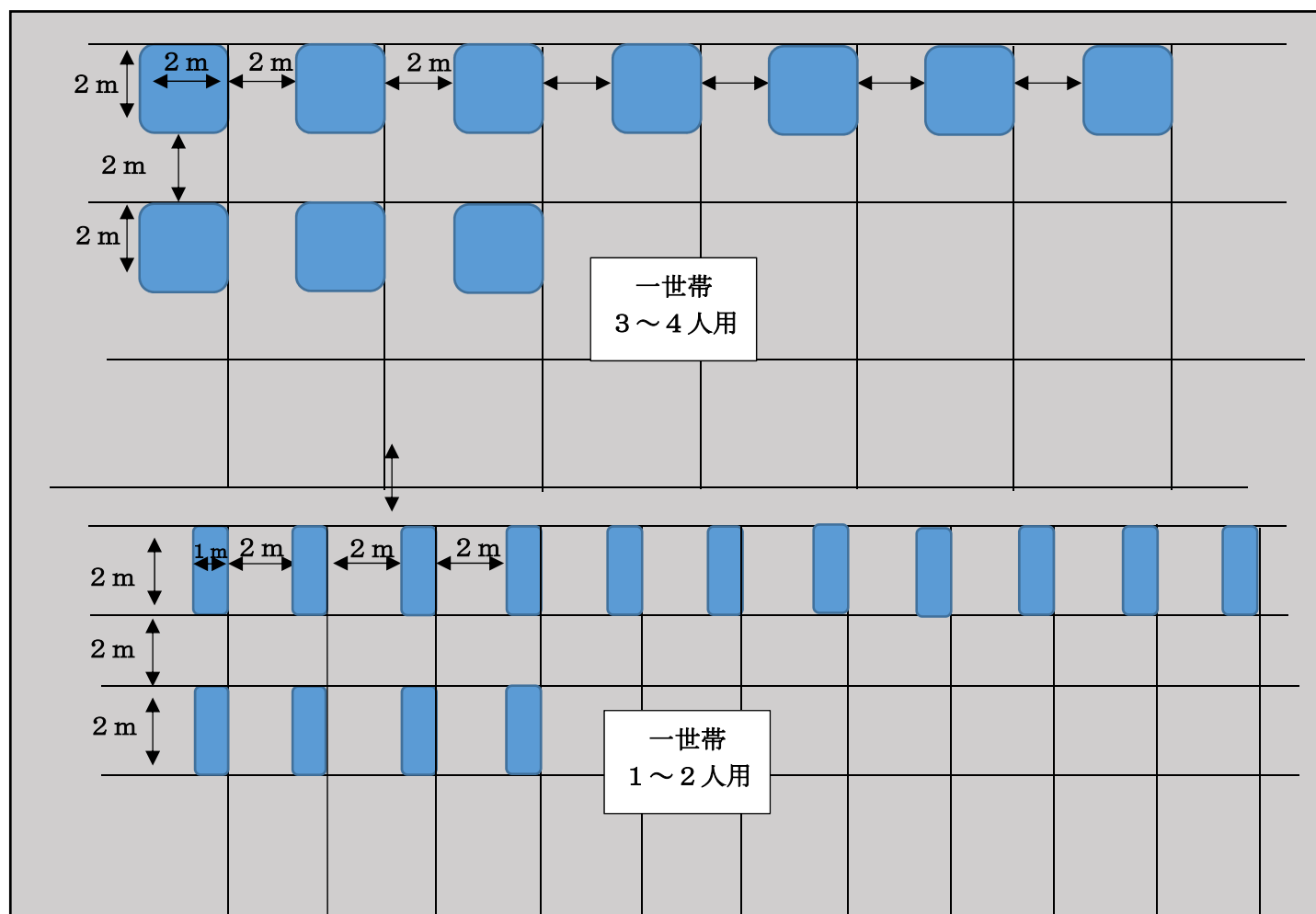


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）



新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所レイアウトの一例

- 世帯ごとに集まり、世帯同士の間隔を2m（状況により1m程度）とする
- 2方向の窓または扉を毎時2回以上、1回数分程度全開にして換気を行う
- 避難生活が長期化する場合、間仕切りの設置等の配慮が必要



避難所運営スタッフのPPE【個人用防護】着用基準
(Personal Protective Equipment)

○避難所の状況に応じて着用する。

区分 \ 防護具	マスク	目の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	防護服 ※5
避難所受付時の対応	○	○※2		○	
清掃、消毒	○	○		○	
発熱・咳等の症状のある人 や濃厚接触者の専用ゾ ーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱・咳等の症状のある人 や濃厚接触者の専用ゾ ーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣類の洗濯※7	○	○		○	
シャワー・風呂・トイレの 清掃	○	○		○	○※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて着用する。

(受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。短時間(一人15分以内)で接する際は着用不要)

※3 手袋をはずした際には、手洗いをを行う。

※4 使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。(複数人での共用は不可)

※5 レインコート、カッパ(雨衣)での代用も可。(使用後破棄)

※6 保険・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣類、リネンを取り扱う際に着用。

※8 撥水性のあるもの。

健康チェックカード

【新型コロナウイルス感染症事前チェック項目】

●入所の際は、マスクを着用・手指消毒をしてください。

記入日 令和 年 月 日

名前 _____

生年月日 S・H・R 年 月 日

日中の連絡先 _____

★下記の該当する□にチェック を入れてください

- 体温が37.5度以上（入所時・自宅にて体温測定）
- 体調不良（いつもより体調が優れない）
- 倦怠感（だるい、体が重いなど）
- いつもとちがう身体の異常を感じる
- 咳や痰などの呼吸器症状がある
- においや味がわかりにくい
- 海外から帰国されて15日以内
- PCR検査を受ける、または結果待ち（家族も含む）
- 新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者である

該当なし

◆受付職員記入欄

避難所での体温 ① _____ . _____ °C

② _____ . _____ °C

マスク

有 ・ 無

配布済み

※ ○「チェック 」が1つでもある場合 ⇒ 体調不良者スペースへ誘導

※ ○「該当なし」の場合 ⇒ 避難者スペースへ誘導

健康状態チェックシート

氏名： _____

日付 症状	月 日 (曜日)		月 日 (曜日)		月 日 (曜日)		月 日 (曜日)		月 日 (曜日)		月 日 (曜日)		月 日 (曜日)	
	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
息苦しさ、胸の痛みがある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
味覚・嗅覚異常がある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
咳や痰、喉の痛みがある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
前走がだるいなどの症状がある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
吐き気がある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
下痢がある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
発疹がある	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
目が充血、目やにが多い	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
その他気になる症状があれば記載														

※発熱や体長不良が生じた場合は、避難所運営スタッフや保健師等に相談すること

新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれないと思われた方からの相談は「静岡県帰国者・接触者相談センター」にて24時間電話相談を受付中

以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください



- ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方等(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、妊婦、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

静岡県帰国者・接触者相談センター

お住まいの市町	保健所	平日 8:30～17:15	それ以外の時間 (土日祝も含む)
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂保健所	☎ 050-5371-0561 ☎ 050-5371-0562 《FAX》 054-281-7702	☎ 050-5371-0561 《FAX》 054-281-7702
熱海市、伊東市	熱海保健所		
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東部保健所		
御殿場市、小山町	御殿場保健所		
富士市、富士宮市	富士保健所		
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部保健所		
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町	西部保健所		
静岡市	静岡市保健所	☎ 054-249-2221	
浜松市	浜松市保健所	☎ 0120-368-567	

症状がない方の一般相談は下記をご利用ください

- 国コールセンター(9:00～21:00) 0120-56-5653
- 県庁専用相談ダイヤル(平日8:30～17:15)054-221-8560又は054-221-3296

発熱者等への対応

◆発熱者等が発生した場合は、症状に応じて受診の補助や専用スペースの確保など、適切に対応し、避難所での感染拡大の防止に努める。

○症状が悪化した場合

・発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに医療機関等を案内し、必要に応じて搬送等の補助を行う。

・新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターを案内し、必要に応じて搬送等の補助を行う。

○避難者が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該避難者の滞在場所等は、医師の指示に従う。(結果が出るまでに時間がかかる等の理由で、避難所に戻る場合は、専用スペースを確保する。)

◆避難者が新型コロナウイルス感染症と判定された場合の対応

検査の結果、避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合は保健所の指導のもと、当該者の居住スペースの消毒等、必要な措置を行う。

連絡先

1	総務部総務課	☎ 0558-72-1111	
2	健康福祉部健康支援課	☎ 0558-72-9861(611)	
3	帰国者・接触者相談センター	平日 8:30~17:15	それ以外の時間(土日含む)
		☎ 050-5371-0561 ☎ 050-5371-0562 《FAX》054-281-7702	☎ 050-5371-0561 《FAX》054-281-7702

静岡県帰国者・接触者相談センター 行き
〈FAX 番号:054-281-7702〉

- ・この用紙は聴覚に障害のある方など電話での相談が難しい方専用です。
- ・回答に日数を要することがあります。ご了承ください。
- ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には保健所に連絡して、相談内容をお伝えします。また、保健所から回答させていただく場合があります。

送信日	令和 年 月 日	時 分
相談者	住所：	
	氏名：	
	連絡先（FAX 番号：（ ） —	

1 新型コロナウイルスの感染が疑われる方はこの表に記入してください。

① 37.5 度以上の熱がありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 今の体温を書いてください【 度 分】 いつから熱がありましたか（ 月 日から）
② 年齢を教えてください。	（ 歳） （男・女）
③ 妊娠していますか。	<input type="checkbox"/> 妊娠している <input type="checkbox"/> 妊娠していない
④ 過去 14 日以内に新型コロナウイルスに感染感染している人と接触しましたか。	<input type="checkbox"/> 接触した <input type="checkbox"/> 接触していない <input type="checkbox"/> わからない
⑤ 過去 14 日以内に海外や国内の感染流行地域に行きましたか。	<input type="checkbox"/> 行った <input type="checkbox"/> 行っていない （場所： ）
⑥ あてはまる症状を教えてください。	<input type="checkbox"/> 咳がある <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 息苦しい <input type="checkbox"/> 痰が出る <input type="checkbox"/> 味覚・嗅覚障害がある <input type="checkbox"/> その他 いつから症状がありましたか（ 月 日）
⑦ 持病（かかっている病気）はありますか。	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 心臓の病気 <input type="checkbox"/> 呼吸器の病気 <input type="checkbox"/> COPD、喘息等 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> その他の病気
⑧ 最近 1, 2 か月以内に薬を使用しましたか。	<input type="checkbox"/> 使用した <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 免疫抑制剤 <input type="checkbox"/> 抗がん剤
⑨ 受診状況、体調について気になることがあれば記入してください。	かかりつけ医（病院）に相談しましたか。 はい いいえ いつ（ 月 日）病院名（ ） 気になる点

2 その他、新型コロナウイルスについて相談したい人は下記に内容を記入してください。

--